

(1) 課程博士学位授与について

- (1) 課程博士学位授与（博士課程修了）については、以下枠内の規定に基づきます。
- (2) 学位授与が本学博士後期課程在学中に行われることを、課程博士の条件とします。※
- (3) 在学可能年数は満6年（休学期間を除く）です。
- (4) 学位授与日は年2回（3月（卒業式実施日）および9月（卒業式実施日））とします。
- (5) 単位修得満期退学し、本学博士後期課程に在学していない者が学位を授与される場合は、課程博士ではなく論文博士となります（ただし、単位修得満期退学後に再入学し、在学中に学位を授与される場合は課程博士となります）。※
※…上記（2）（5）は2015年度博士後期課程入学者から適用されます。2014年度以前博士後期課程入学者については制度が若干異なるため、大学院事務課まで問い合わせてください。

【中京大学学位規程第5条第1項】

博士の学位は、学則150条の規定により、博士課程の修了を認定された者に授与する。

【中京大学学則150条】

博士課程に5年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定める授業科目を履修し、第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、在学中に博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、学長は、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば修了を認定することができる。

2 前条のただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程または修士課程を修了した者にあつては、前項中「5年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

（前条のただし書きとは）

（博士前期課程又は修士課程の修了の認定）

在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院博士前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる

3 前2項の規定にかかわらず、第132条第2号から第6号の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学し3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格したときは、学長が、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(2) 論文博士学位授与について

- (1) 論文博士学位授与については、以下枠内の規定に基づきます。
- (2) 本学博士後期課程に在学せず、論文提出により博士の学位を請求した者が、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ博士後期課程修了者と同等以上の学力を有すると認められた場合には、論文博士の学位が授与されます。
- (3) 単位修得満期退学し、本学博士後期課程に在学していない者が学位を授与される場合は、課程博士ではなく論文博士となります（ただし、単位修得満期退学後に再入学し、在学中に学位を授与される場合は課程博士となります）。※1
- (4) 学位授与日は年2回（3月（卒業式実施日）および9月（卒業式実施日））を基本としますが、学位審査修了月（合格決定）の最終日を学位授与日とすることができます。※2
※1…上記（3）は2015年度博士後期課程入学者より適用されます。2014年度以前博士後期課程入学者については制度が若干異なるため、大学院事務課まで問い合わせてください。
※2…上記（4）は2015年度以降学位審査合格者より適用されます。

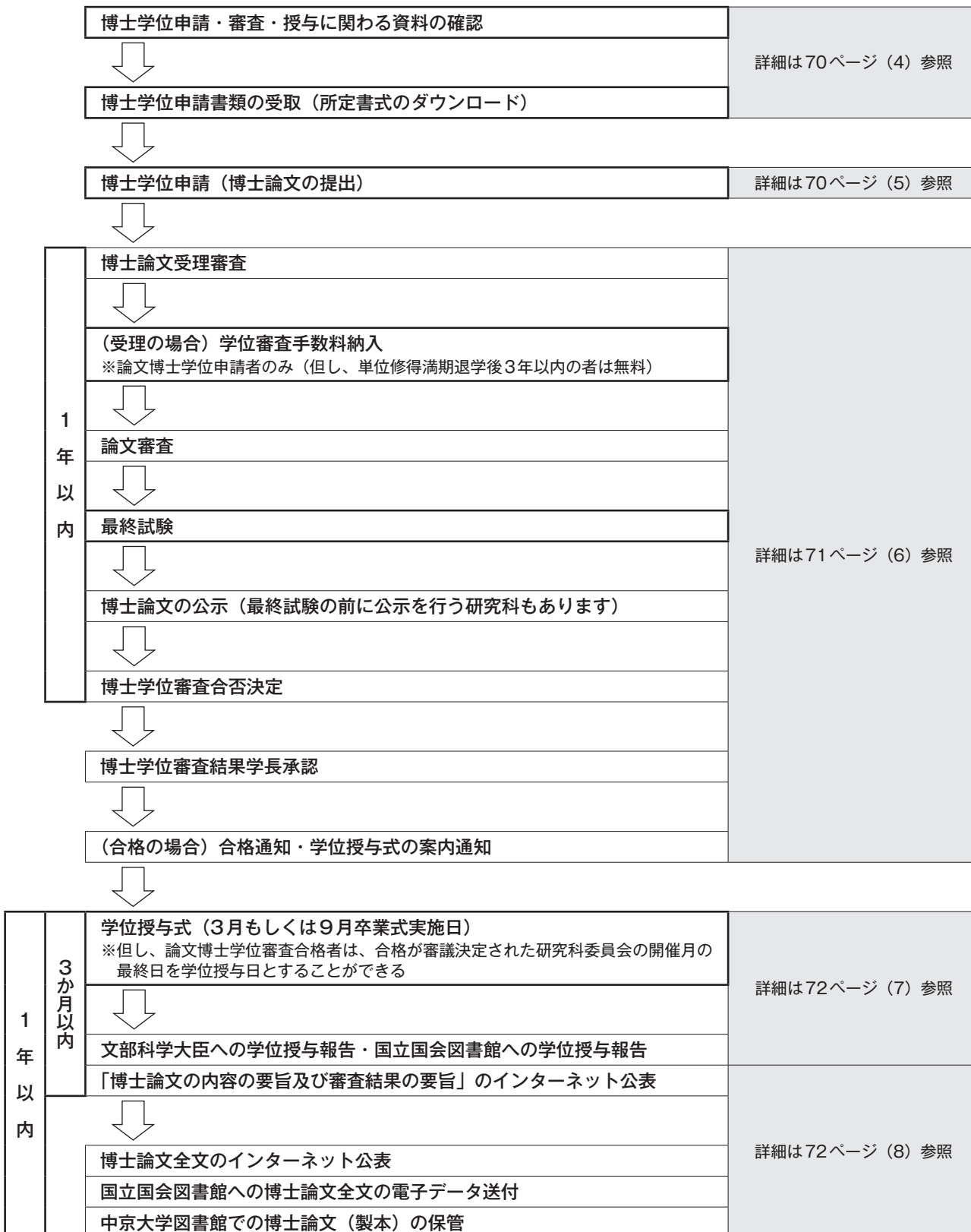
【中京大学学位規程第5条第2項】

博士の学位は、学則151条第2項に規定する者に授与する。

【中京大学学則151条第2項】

本学に論文を提出し、博士の学位を請求した者が、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められたときは、博士の学位を授与する。

(3) 博士学位申請・審査・授与・論文公表に関するフローチャート



(4) 博士学位申請・審査・授与に関わる資料・書類

1. 博士学位申請・審査・授与に関わる各種資料の確認

学位申請にあたり、次の資料を事前に確認してください。

- ①中京大学学位規程
- ②博士学位申請に関するQ&A
- ③博士学位論文および論文要旨のインターネット公表に関するQ&A
- ④学位申請・審査・授与に関わる内容を記載した研究科内規
- ⑤博士学位申請要件（博士学位論文提出要件）

※①は本冊子222ページを参照してください。

※②③は中京大学公式ホームページ「在学生」→「授業・履修、試験、成績」→「博士学位申請」を参照してください。

※④⑤は本冊子該当研究科ページを参照するか指導教員にお尋ねください。

論文博士学位申請者で研究科への確認が困難な場合は大学院事務課にお尋ねください。

※学位申請に関する事務的な事項は大学院事務課にお尋ねください。審査および博士論文内容に関する事項は指導教員にお尋ねください。

2. 各種博士学位申請書類の受取（所定様式のダウンロード）

学位申請にあたり、次の書類（中京大学所定様式）をダウンロードし、作成してください。

【課程博士学位申請者のみ】

・学位授与申請書【様式2】

【論文博士学位申請者のみ】

・学位授与申請書【様式3】

・学位申請資格調査願書

【課程博士・論文博士学位申請者共通】

・研究業績目録【様式4】

・論文要旨【様式5】 和文：4,000字程度 欧文：2,200語程度

・履歴書【様式6】

・共著者同意書（必要な場合のみ）

※各種様式は、中京大学公式ホームページ「在学生」→「授業・履修、試験、成績」→「博士学位申請」からダウンロードできます。

(5) 博士学位申請（博士論文の提出）

1. 博士学位申請要件（博士論文提出要件）の確認

博士学位申請にあたり、「中京大学学則第150条・第151条」「中京大学学位規程第9条」及び各研究科の「博士学位審査に関する内規」に定める要件を満たしているか確認してください（課程博士学位申請者は該当研究科が定める修了所要単位数を修得あるいは修得見込であることが必要です）。

該当研究科が定める博士学位申請要件については、本冊子該当研究科ページを参照するか指導教員に尋ね、要件を満たしているか確認してください。

2. 博士学位申請

大学院事務課に以下のものを提出してください。

※課程博士は大学院事務課を経由し、研究科長に学位申請書類を提出します。

※論文博士は大学院事務課を経由し、研究科長の承認を得て、学長に学位申請書類を提出します。

【課程博士】

①博士論文（5通）

〈審査用3通＋製本用1通＋大学院事務課保管用1通〉

※博士論文は1編とします。

※副論文・参考論文は必要があれば提出してください。

※審査用及び大学院事務課保管用は簡易製本で構いません。

※製本用は穴をあけないでください。

②博士論文の電子データ（1通）

③学位授与申請書【様式2】（1通）

④研究業績目録【様式4】（1通）

⑤論文要旨【様式5】（4通）

〈審査用3通＋大学院事務課保管用1通〉

⑥履歴書【様式6】（1通）

⑦共著者同意書（必要な場合のみ）

【論文博士】

①博士論文（5通）

〈審査用3通＋製本用1通＋大学院事務課保管用1通〉

※博士論文は1編とします。

※副論文・参考論文は必要があれば提出してください。

※審査用及び大学院事務課保管用は簡易製本で構いません。

※製本用は穴をあけないでください。

②博士論文の電子データ（1通）

③学位授与申請書【様式3】（1通）

④研究業績目録【様式4】（1通）

⑤論文要旨【様式5】（4通）

〈審査用3通＋大学院事務課保管用1通〉

⑥履歴書【様式6】（1通）

⑦共著者同意書（必要な場合のみ）

⑧学位申請資格調査願書（1通）

(6) 博士学位審査

1. 博士論文の受理審査

学位申請後にかかれる研究科委員会で、博士学位申請要件を満たしているかが確認され、博士論文（博士学位授与申請）受理の可否を審議決定します。

論文博士の場合は、研究経歴、研究業績等について、受理の可否を決定する際に検討が加えられます。

受理が認められなかった場合は、研究科委員会後に受理不可の通知が送られます（この場合、博士論文等の返還はいたしません）。

2. 学位審査手数料納入（論文博士学位申請書のみ）

受理が認められた博士学位申請者（論文博士のみ）に、大学院事務課より、学位審査手数料納入通知書（含：振込用紙）を送付します。通知書到着後速やかに納入してください。

学位審査手数料は以下のとおりです。

論文博士 学位授与申請者の内訳	学位審査手数料
本学博士後期課程を単位修得満期退学後3年以内の者	無 料
本学博士後期課程を単位修得満期退学後3年を超える者	57,000円
本学専任教職員である者	100,000円
前記のいずれにも当たらない者	150,000円

※一旦納入された学位審査手数料を返還することはできません。

※課程博士学位申請者の学位審査手数料は無料です。

3. 学位審査・合否判定

①学位審査委員会

博士論文が受理されると、研究科委員会は当該研究科に所属する専任教員の中から3名以上の学位審査委員を選出し、学位審査委員会を組織します。学位審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験並びに学力の確認に関する事項を担当し、博士論文を受理した日から1年以内にこれらの審査を終了させます。

なお、学位審査委員のうち1名を主査とし、他は副査とします。特に必要のあるときは、他の研究科又は研究機関、及び他の大学院又は研究機関の教員等が学位審査委員会に加わることがあります。

②論文審査

学位審査委員会により、博士論文の審査が行われます。

博士論文審査基準については、本冊子該当研究科ページを参照してください。

③最終試験

博士論文審査が終わった後に、学位審査委員会が、筆記又は口頭により、博士論文の内容及びこれに関する科目の学識と研究能力について審査します。

論文博士の場合は、上記に加え専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認します（学力の確認のための試験科目には外国書講読が含まれることがあります）。

ただし、以下の場合には、学力の確認が免除されることがあります。

〈学力の確認の免除〉

- ・研究科委員会が、学位申請者の経歴及び研究業績により学力の確認を行い得ると認めるときは、学力の確認のための試験の一部又は全部を免除
- ・中京大学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、退学後3年以内に限り学力の確認を免除

④博士論文の公示

学位審査委員会は、研究科委員会の構成員に対して審査した博士論文を公示します（公示期間は8日以上）。

（最終試験の前に公示を行う研究科もあります）

⑤合否の判定

学位審査委員会は、学位審査報告書を研究科委員会に提出し、研究科委員会はその報告に基づいて合否を審議決定します。

学位審査を行うためには、研究科委員会の構成員の総数の3分の2以上の出席を必要とし、合格の決定には出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

⑥審査結果学長承認

研究科長は博士論文の審査結果及び最終試験の結果を学長に報告し、学長はそれを確認の上、学位授与を承認します。

⑦審査結果通知

合否の審議決定後、審査結果を書面にて通知します。

なお、合格者には学位授与式や博士論文の公表等に関する詳細をあわせて通知します。

(7) 学位授与式・学位授与報告

1. 学位授与式

学長は、博士学位審査合格者に学位記を交付して学位を授与します。

学位記の授与日は卒業式実施日とします。

但し、論文博士学位審査合格者は、合格が審議決定された研究科委員会の開催月の最終日を学位記の授与日とすることができます。

※学位授与者が、学位授与後に学位の名称を用いるときは本学名を付記してください。

2. 文部科学大臣への学位授与報告・国立国会図書館への学位授与報告

学長は、博士の学位を授与したときは、学位授与日から3か月以内に文部科学大臣に学位授与報告書を提出し、学位授与を報告します。文部科学大臣に提出する学位授与証明書の写しは国立国会図書館にも送付されます。

(8) 博士論文等の公表・保管

2013年4月1日から、学位規則の一部を改正する文部科学省令が施行され、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化推進の観点から、次のように改正されました。

- ・博士論文（全文）を従来の印刷公表からインターネットの利用により公表することを義務化（学位授与後1年以内）
- ・論文内容の要旨及び審査結果の要旨を従来の印刷公表からインターネットの利用により公表することを義務化（学位授与後3か月以内）

1. 博士学位授与後に提出するもの

博士学位授与後1週間以内に、大学院事務課に以下のものを提出してください。

- ①「博士論文 中京大学学術情報リポジトリ登録申請・公開許諾書」
※博士論文の執筆者としてインターネットで無償公開することについて同意していただくための書類です。
※やむを得ない事由により全文公表できない場合の届出もこの書類で行います。
※中京大学公式ホームページ「在学生」→「授業・履修、試験、成績」→「博士学位申請」からダウンロードできます。
- ②博士論文の電子データ（全文・最終原稿）
※全文を公表できない場合も提出してください。
- ③（博士論文の全文を公表できない場合のみ）博士論文の要約の電子データ
※全文公表できないやむをえない事由がある場合は要約を公表します。
- ④博士論文要旨の電子データ（最終原稿）
※大学で体裁を整えるため、加工可能な形式で提出してください。
- ⑤博士論文（1通・最終原稿）
※これを製本用としますので穴をあけないでください。博士学位申請時に提出したもののから修正がない場合は、表紙のみ提出してください。

2. 中京大学学術情報リポジトリによる公表

「博士論文」及び「博士論文の要旨及び審査結果の要旨」は中京大学学術情報リポジトリに登録され、インターネット上で公開されます。

※「博士論文」は学位授与後1年以内、「博士論文の要旨及び審査結果の要旨」は学位授与後3か月以内にリポジトリに登録されます。

また、博士論文のデータは国立国会図書館にも送られます。

3. 博士論文の全文を公表できないやむを得ない事由

博士論文の全文を公表できないやむを得ない事由に関する詳細及び対応については、「博士学位論文および論文要旨のインターネット公表に関するQ&A」を参照してください。

4. 博士論文を公表する前に注意すべきこと

著作権やプライバシー保護、特許など、博士論文を公表するにあたり注意すべき事項があります。詳細は「博士学位論文および論文要旨のインターネット公表に関するQ&A」を参照してください。

5. 博士論文の保管

学位授与後に提出された「博士論文（1通・最終原稿）」は本学にて製本し、中京大学図書館に保管します。